

残余財産の分配に伴う事前手続きのお願い

平成29年春期特別号

日本ボウリング場厚生年金基金

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

すでにご案内のとおり、当基金は平成28年3月28日（以下解散認可日といいます。）に厚生労働省より解散認可を取得し、現在、残余財産の分配に向けてその原資となる財産の確定作業を行っております。

つきましては、年金受給資格がありながらまだ裁定手続きをされていない方、または「脱退一時金」の請求手続きをお済ませでない方におかれましては、ぜひこの機会にお済ませくださいますようお願い申し上げます。（該当する方には手続き書類を同封しております。）

後述のとおり残余財産の確定までにはまだまだ時間を要し、分配金額やお受け取り方法等についてのお知らせは、平成30年2月以降に出状予定です。それまでの間に住所等の異動があった場合は、最終頁の「届出事項変更届（解散後）」を使用して、速やかにお手続きくださいますよう併せてお願い申し上げます。

なお、本状着信前にすでにお手続きを完了されている場合は、行き違いにつきご容赦くださいますようお願い申し上げます。 敬具

この「お知らせ」は、下表の事業所に勤務されていた方に対して差し上げております。一時金の取り扱いは「脱退一時金」（加算適用加入員期間が1年以上10年未満の方が資格喪失されたときにお支払いします。）のみとなっておりますのでご留意ください。

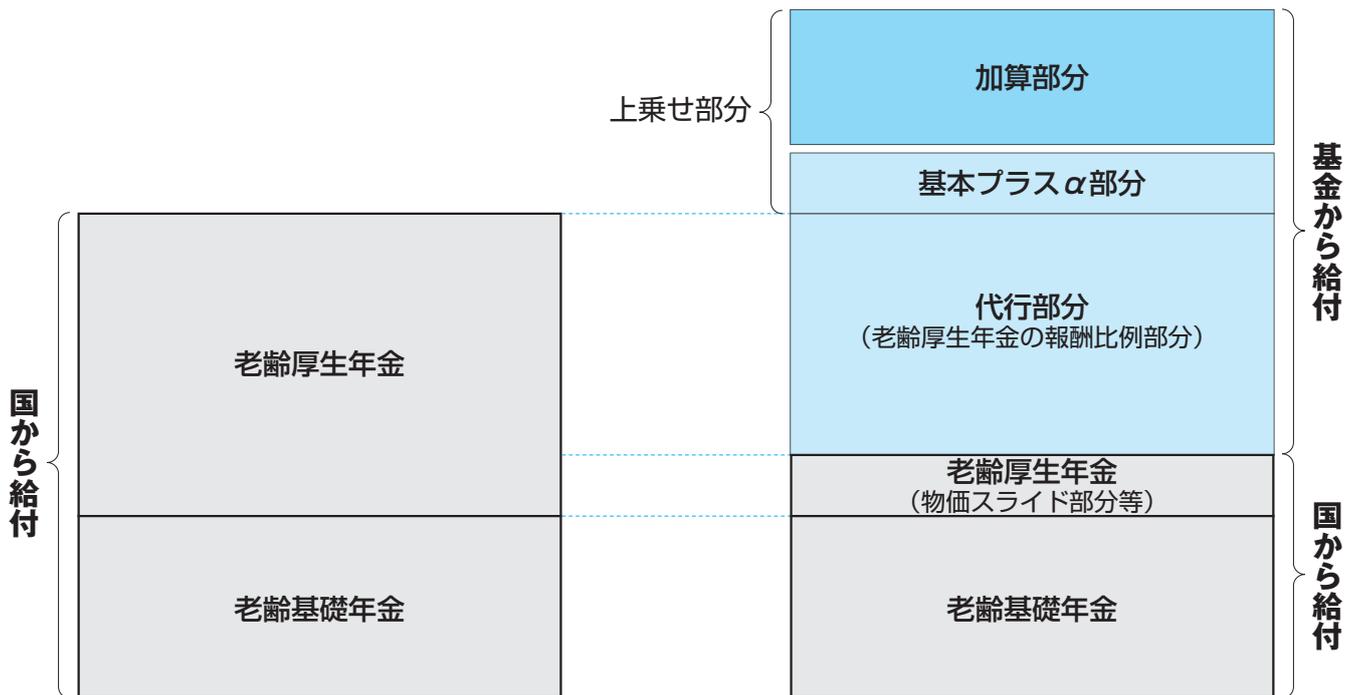
日本ボウリング場厚生年金基金 加入事業所一覧（左上から事業主番号順）

(株)パレス	富士商事(株)	(株)久居ボウリングセンター	長尾開発(株)
岩見沢都市開発(株)	神奈川県ボウリング場協会	名阪観光開発(株)	(株)フジムラ
(株)青森ボーリングセンター	三澤(株)	(株)マルハン	(株)北九州スポーツセンター大濠ボウル
石川商事(株)	大成興業(株)	(株)京都ブラザー	(株)北九州スポーツセンターザ・ストライク
(株)サイトー	(株)ムサシボウル	園部ファミリー(有)	(株)リクリエーション
(株)サンワボウル	神奈川物産(株)	オリオン興業(株)	(株)東京エスピー若松駅前ボール
(株)エステル	(有)ナックススポーツパル	扶桑興発(株)	(有)伊万里スターボウル
藤崎産業(株)	加藤企業(株)	(株)明治開発	島原興産(株)
(有)二本松スポーツ企画	福井空港ボウル(株)	大川創業(株)	(株)OBSボウル
(有)マルケイ企画	(株)大統	(株)明和大阪支社	エースランド(株)
(株)富士商事	桂商事(株)	滝井興業(株)	(株)シモダ
(株)日立ボールクレーン	アルピコ興業(株)アルピコボウル	井上定(株)ボウルバロン	(株)丸喜興商事
東洋商事(株)	サカエ興業(株)	(株)サンブリッジ	(株)トーフク
サニーレジャーシステム(株)	毎日企業(株)	富士幸産業(株)	(資)小祿ボウリングセンター
公益社団法人日本ボウリング場協会	宏安商事(株)	(株)ハリマススポーツセンターセブンボウル	(有)マチナトスポーツガーデン
東京ボウリング場協会	(株)フジスポーツ	日東商事(株)	(株)コザボーリングセンター
菱紙(株)	(株)大和総業	ニュータナベボーリング(株)	日本ボウリング場厚生年金基金
(株)イースタンスポーツ	東山遊園(株)	日本海ディヴェロブメント(株)	(株)イー・ゼット・インターナショナル
(株)スポーツ	(株)星が丘	宇野港土地(株)	(株)明和神戸店ゆにこん
(株)ハイ・スポーツ社	(株)星が丘サービス	(株)サンフラワー	東運レジャー(株)
(株)野上商会	(株)星ヶ丘ボウル	津山木材市売(株)	静活(株)
(株)マンタケ興業	(株)星ヶ丘モーターサービス	キョーニュー観光(株)	(株)秋田空港ゴルフ倶楽部
新星産業(株)	(株)水野本社	(株)ゴールデンボール	(株)丸川ハンダイニング
菱紙(株)中川営業所	(株)大和	太陽商事(株)	(有)川島
伊八産業(株)	(株)豊橋スポーツセンター	(株)トヨタ観光徳山スターレーン	(有)アイビー
(株)大東	東和産業(株)	ツルガハマランド(株)	(株)アトラス
(有)東山兄弟社	(有)モリエータープライズ	(株)山田事務所	(株)浜松グランドボウル
(株)明德	(株)エスピーテンボーイ	森興産(株)	日本ボウリング場事業協同組合

厚生年金基金制度のあらまし

基金に加入していない企業

当基金に加入していた企業



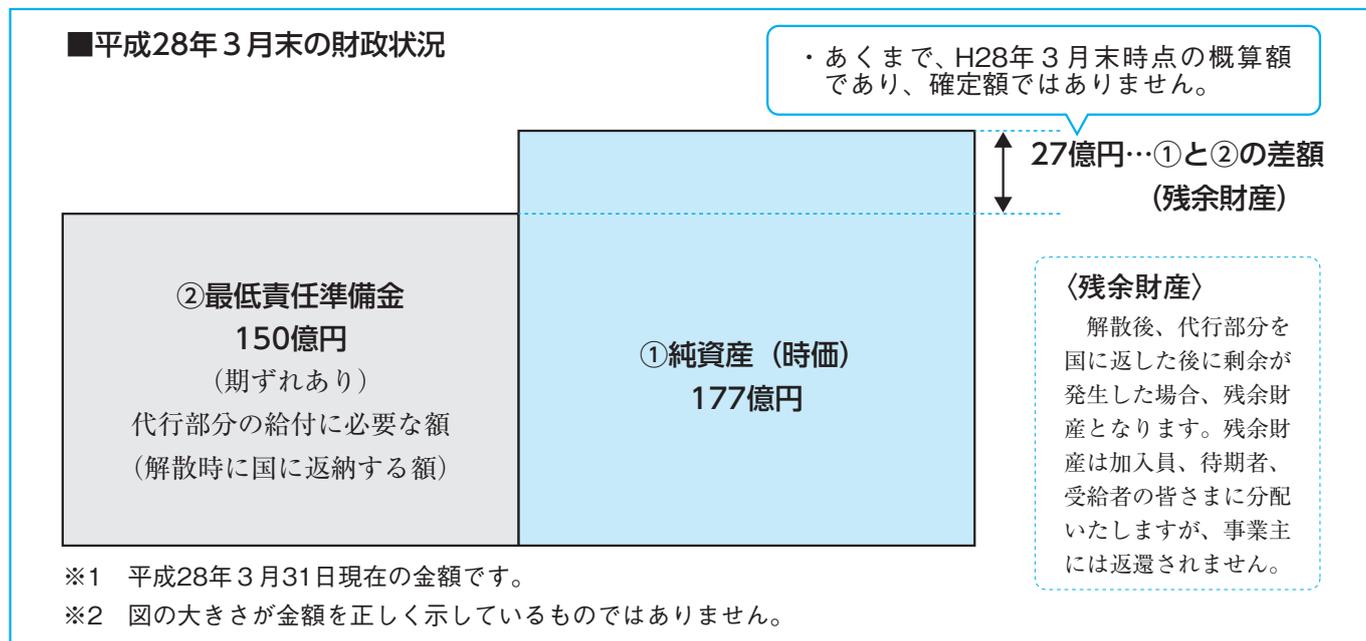
解散後のスケジュール

時 期	実施項目
平成28年 3月28日	解散認可取得
平成28年 4月～	解散認可後記録整理開始
平成28年 6月 7日	最低責任準備金の事前納付 (※) ※解散認可取得日現在の金額149億7千294万1千189円
平成28年11月 9日	解散後記録整理 (本突合) 終了
平成29年 1月13日	解散後記録整理 (再突合 1回目)
平成29年 8月	解散後記録整理完了 (予定)
平成29年10月	離婚分割移換金の確定 (予定)
同上	財産目録等の承認申請準備開始 (予定)
平成30年 2月頃	財産目録等の承認申請 (予定)
同上	「分配金のご案内」出状作業開始 (予定)
平成30年10月	残余財産の分配金交付・移換 (予定)
同上	基金清算終了 (予定)

当基金の解散時の財政状況

◆当基金の平成28年3月末現在の財政状況は下図のとおりです。

当基金は、代行部分（国に代わって年金を給付している部分）に必要な額＝解散時に国に返還しなければならない額を確保している状況です。



解散後の年金と残余財産の分配（2ページの「あらまし」をご参照）

◆退職年金のうち代行部分…労使折半で保険料負担していた部分です。

- 将来、国から老齢厚生年金として支給されます。
- 代行部分の年金額は変わりません。

◆退職年金のうち上乗せ部分…主に事業主が全額負担していた部分です。

- 制度廃止になります。

残余財産を対象者の方に分配いたします。希望により分配金を企業年金連合会に移換し、年金で受け取ることも可能です。ただし、分配金の金額によっては移換ができない場合があります。

- 分配金の計算方法

$$A \text{ さんの分配額} = \text{残余財産} \times \frac{A \text{ さんの上乗せ部分の最低積立基準額相当額}^*}{\text{全受給権者等の上乗せ部分の最低積立基準額相当額}}$$

*最低積立基準額相当額：(各人の加入期間、給与・賞与等の実績に応じて計算された)年金・一時金給付を保全するのに必要な原資

分配金の支払いについて

◆確定した分配金の額を、支給対象者あて平成30年2月以降にお知らせする予定です。

◆このときに、分配金を①一時金でお受け取りになるか②企業年金連合会に移換するかの意思確認をいたします。ただし、前述のとおり金額により移換できない場合がありますので、お知らせにてご確認ください。

住所等を変更された場合は届出をお願いします

◆上記分配金のお知らせは、原則ご自宅に送付いたします。

◆ご住所や氏名が変更になった場合は、不着返却を回避するため、最終ページの「届出用紙」を使用して必ず基金事務局あてご提出くださいますようお願い申し上げます。

日本ボウリング場厚生年金基金 届出事項変更届（解散後）

氏名・住所が変更になったとき

平成 年 月 日

加入員番号	生年月日	性別	
	昭和 平成 年 月 日	男 女	
氏 名 (変更の場合は 変更後の氏名)	(フリガナ)	変 更 の 氏 名	(フリガナ)
	変更がない場合も記入してください。 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; margin: 0 auto; text-align: center; line-height: 30px;">印</div>		変更がない場合は記入不要。
変更後の住所 (氏名変更のみの 場合は現住所)	(フリガナ)		
	〒 -	電話番号 ()	

加入員だった方が亡くなられたとき

死亡者	加入員番号	生年月日	性別	死亡年月日
	氏 名	昭和 平成 年 月 日	男 女	平成 年 月 日
届出者	氏 名		死亡者との続柄	
	(フリガナ)			
	印			
住所	(フリガナ)			
	〒 -	電話番号 ()		

※コピーしてご使用ください。

変更届 提出要領

1. 平成28年3月28日以後、該当項目に変更があった場合のみご提出ください。
 (例1) 今回の「お知らせ」が転送されてきた（実家に配達された場合を含む）。
 (例2) 今回の「お知らせ」の封筒記載の住居表示が誤っていた（市町村合併により変更になった場合も含む）。
 (例3) 結婚して苗字が変わった。
2. 加入員番号は、「加入員証」または封筒の宛名下部に記載された「-（ハイフン）」付の番号です。
3. 提出方法は、郵送あるいはファックスをお願いします。

【届出先・お問い合わせ先】

〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町16-6 香取ビル8階
 日本ボウリング場厚生年金基金 電話03-5642-6448 (平日9:00~17:00)
 F A X 03-5641-3585